

青森県教育委員会第284回臨時会会議録

期 日 平成21年10月28日(水)

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

議案第1号	青森県教育施策の方針について……………	原案決定
議案第2号	平成22年度青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員人事異動方針案……………	原案決定
議案第3号	平成22年度県費負担教職員人事異動方針案……………	原案決定
議案第4号	平成22年度県立学校職員人事異動方針案……………	原案決定
議案第5号	平成22年度青森県立高等学校(全日制の課程)入学者募集人員について……………	原案決定
議案第6号	平成22年度青森県立高等学校(定時制の課程)入学者募集人員について……………	原案決定
議案第7号	平成22年度青森県立高等学校(通信制の課程)入学者募集人員について……………	原案決定
議案第8号	平成22年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員について……………	原案決定
議案第9号	平成22年度青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員について……………	原案決定
議案第10号	平成22年度青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員について……………	原案決定
議案第11号	平成22年度青森県立中学校入学者募集人員について……………	原案決定

平成21年10月28日(水)

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後2時15分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、島康子、高橋幸江、清野暢邦、田村充治(教育長)
- ・説明のために出席した者の職
細越理事、橋本理事、小林参事、金子参事、職員福利・教職員・生涯学習・スポーツ健康各課長
- ・会議録署名委員
島委員、高橋委員
- ・書記
相坂讓、坂本雄大

会 議

議事

議案第 1 号 青森県教育施策の方針について

(事務局説明 細越理事)

現行の「青森県教育施策の方針」は、本県の基本計画及び国の教育施策の動向を踏まえ、平成 17 年 1 月 12 日に決定されたものである。

これまでの間、国においては昨年 7 月 10 日に「教育振興基本計画」が閣議決定され、また、県においては昨年 12 月 10 日に県議会において「青森県基本計画未来への挑戦」が議決されるという新しい動きがあった。

「青森県教育施策の方針」は、これらの計画との整合性が図られていることから、昨年度改定しないことについて了解を得た。

その後現在まで、国の教育施策の動向及び県の施策の方向性等に大きな変化がないことから、平成 22 年度においても「青森県教育施策の方針」については現行のとおりとするものである。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第 1 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第 1 号は原案どおり決定する。

議案第 2 号 平成 22 年度青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員人事異動方針案

(事務局説明 白石職員福利課長)

青森県教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動を実施するに当たっては、毎年人事異動方針を定め、職員の志気高揚を図ることはもとより、組織が活力あるものとして有効に機能しうるよう努めてきたところである。

平成 22 年度の職員人事異動方針については、今年度のグループ制の見直しによりサブマネージャーがグループの管理者として位置付けられたことから、2 の実施方針(1)アの文言の整理を行うものである。

また、その他については、平成21年度の人事異動方針と同様とするものである。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

(高橋委員)

今年度のグループ制の見直しに伴って実施方針の文言の整理を行うということであったが、グループ制の見直しと人事異動方針がどのように関係するのか、もう少し詳しく説明願いたい。

(白石職員福利課長)

まず、グループ制についてであるが、昨年度の知事部局における「品種登録取り消し」という事態を受け、平成20年12月に「県民に信頼される業務執行体制の構築に向けた改善策」を策定したところであり、教育委員会としてもこれに一体的に取り組むとしている。この改善策の中にグループ制の見直しが入っている。

見直しの内容としては、昨年度まではグループリーダーとサブリーダーという形で、グループリーダーは「班長級以上」、サブリーダーは「主査級以上」ということであったが、今年度はグループマネージャーとサブマネージャー、そしてグループマネージャーは「課長補佐級以上」として昨年度の「班長級以上」より職位を上、サブマネージャーも昨年の「主査級以上」より上の「班長級以上」ということになった。

人事異動方針では、役付職員と役付職員以外の職員を区別して実施方針を定めているが、今回のグループ制の見直しに伴って役付職員の中にサブマネージャーを加えることとしたものである。

(高橋委員)

グループマネージャーとかサブマネージャーが発令されたとのことであるが、現在、何人くらいいるのか。

(白石職員福利課長)

グループマネージャーは31名、そのほかに3名の室長がおり、サブマネージャーは複数配置しているグループもあるので、39名となっている。

(鈴木委員長)

ほかに意見、質問はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

議案第3号 平成22年度県費負担教職員人事異動方針案

(事務局説明 佐藤教職員課長)

平成22年度県費負担教職員人事異動方針については、市町村教育委員会連絡協議会教育長会から意見を聴取し、検討した結果、今年度の人事異動方針と同様とするものである。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

(島委員)

実施方針の9のへき地学校についての記述であるが、方針というよりは表現の面で、へき地学校だけをこのように取り上げることに、ニュアンスとして差別的なニュアンスがあるのではないか。この方針の意味するところとしては、先生方に様々な学校の規模や様々な地域を経験してほしいということだと思っているので、それに即して今後表現を変えていくことを考えているのか。

(佐藤教職員課長)

へき地自体は、学校数の減少に伴って数は徐々に少なくなっている。また、社会整備が進んでおり、道路整備や情報化も進んでいることから昔より地域の差はなくなっている。

しかし、県内には、依然として交通条件や生活条件が厳しい所があると認識している。県内ではへき地の指定ということで1級から5級までのへき地指定の学校が、小中学校合わせて70校ある。

これらの学校の児童生徒や保護者は、明るくて指導力があり、スポーツもできる先生にぜひ来てほしいという要望があるとともに、地域の方も待ち望んでいるという実態がある。また、我々としても、島委員が話したとおりいろんな経験をして力をつけてほしいと考えている。

しかし、先生の側では、生活条件の良い都市部に住む傾向は依然としてあるし、勤務校の希望においても都市部を希望する傾向が実際問題としてある。その中において、比較的条件の悪い学校においても積極的に人事交流していき、人事の面からもへき地教育の振興をしていきたいということで、我々としては現場に対するメッセージとしてこの条項を盛り込んでいる。

「へき地」という文言については、へき地教育振興法という法律もあることから、用語については一般的であると考えているが、委員の指摘については、今後の課題としたい。

(鈴木委員長)

ほかに意見、質問はあるか。

なければ、議案第3号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第3号は原案どおり決定する。

議案第4号 平成22年度県立学校職員人事異動方針案

(事務局説明 佐藤教職員課長)

平成22年度県立学校職員人事異動方針については、青森県高等学校長協会から意見を聴取し、検討した結果、今年度の人事異動方針と同様とするものである。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第4号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第4号は原案どおり決定する。

議案第5号 平成22年度青森県立高等学校(全日制の課程)入学者募集人員について

(事務局説明 佐藤教職員課長)

本県における平成22年3月の中学校卒業見込み者数は、14,708人であり、本年3月に比べて132人増加する見込みである。

中学校卒業見込み者数は平成22年度は一時的に増加するものの、全体としては減少傾向が続くものと予測しており、平成21年3月の実績と現在の小学校1年生が高校へ進学する平成30年3月とを比較すると、約2,800人程度減少するものと見込んでいる。

平成22年度の募集人員計画については、今年度の募集人員と各地区毎の入学見込者の状況等を勘案して、策定している。

まず、東青地区については、青森中央高校総合学科を1学級40人の増とし、東青地区全体で40人の増とする。

次に、西北五地区、中弘南黒地区、上十三地区については、学級の増減は行わないこととしている。

次に、下北むつ地区については、田名部高校普通科を1学級40人の減とし、下北むつ地区全体で40人の削減とする。

最後に、三八地区については、八戸西高校普通科を1学級40人の増、八戸商業高校4学級の学級定員を35人から40人に引き上げるにより20人の増とし、都合、三八地区全体で60人増とする。

この結果、平成22年度の県立高等学校（全日制の課程）入学者募集人員は、平成21年度に比べて、60人増の10,545人としているが、これは昨年8月6日に公表した「県立高等学校教育改革第3次実施計画」を踏まえた内容となっている。

（鈴木委員長）

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第5号は原案のとおり決定することに異議はないか。

（全委員）

異議なし。

（鈴木委員長）

議案第5号は原案どおり決定する。

議案第6号 平成22年度青森県立高等学校（定時制の課程）入学者募集人員について

（事務局説明 佐藤教職員課長）

定時制の課程については、来年度においても本年度とほぼ同程度の入学者が見込まれることから、募集人員を平成21年度と同数の640人としている。

（鈴木委員長）

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第6号は原案のとおり決定することに異議はないか。

（全委員）

異議なし。

（鈴木委員長）

議案第6号は原案どおり決定する。

議案第7号 平成22年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者募集人員について

（事務局説明 佐藤教職員課長）

通信制の課程については、定時制の課程と同様、来年度においても本年度とほぼ同程度の入学者が見込まれることから、募集人員を平成21年度と同数の500人としている。

（鈴木委員長）

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第7号は原案のとおり決定することに異議はないか。

（全委員）

異議なし。

（鈴木委員長）

議案第7号は原案どおり決定する。

議案第8号 平成22年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員について

（事務局説明 佐藤教職員課長）

八戸水産高等学校には、専攻科として漁業科と機関科が設置されているが、専攻科では、修業年限である2年の間に実習及び専門科目を履修することにより、3級海技士の航海又は機関の受験資格を取得させることをねらいとしている。

募集人員については、平成21年度と同数の漁業科、機関科それぞれ10人、計20人としている。

（鈴木委員長）

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第8号は原案のとおり決定することに異議はないか。

（全委員）

異議なし。

（鈴木委員長）

議案第8号は原案どおり決定する。

議案第9号 平成22年度青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員について
（事務局説明 小林参事・学校教育課長）

県立特別支援学校高等部入学者募集人員は、前年度と比較すると、弘前第一養護学校が8人の増により普通学級1学級の増、八戸第二養護学校が8人の増により普通学級1学級の増、七戸養護学校が16人の増により普通学級2学級の増、八戸第一養護学校が3人の減により重複学級1学級の減となっている。

これらによって、県立特別支援学校の高等部では、50学級290人の募集となるものであり、平成21年度に比べ3学級29人の増となるものである。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

(清野委員)

募集人員が増えているが、その理由は何か。

(小林参事・学校教育課長)

全国的に知的障害を対象とする特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にある。

その増加の要因としては、保護者が子供の障害を受け入れ、障害にあった特別支援教育を望む保護者が増え、特別支援教育への理解が浸透してきたこと、そして、特別支援学校の進路指導の成果などにより入学者が増加し、これが学年進行で高等部入学の増加につながっているものと考えられる。

(鈴木委員長)

ほかに意見、質問はあるか。

なければ、議案第9号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第9号は原案どおり決定する。

議案第10号 平成22年度青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員について
(事務局説明 小林参事・学校教育課長)

県立盲学校には、高等部のほか専攻科としての理療科を設置しているが、この専攻科のねらいは、修業年限3年の間に実習及び専門科目を履修することにより、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師及びきゅう師の資格を取得することにある。

募集人員は、平成21年度と同数の8人とするものである。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第10号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第10号は原案どおり決定する。

議案第11号 平成22年度青森県立中学校入学者募集人員について

(事務局説明 佐藤教職員課長)

青森県立三本木高等学校附属中学校の募集人員については、平成21年度と同数の2学級80人としている。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

(島委員)

議案第5号にも関連する確認であるが、三本木高校附属中学校の卒業生が高校に入学することとなるが、三本木高校の募集人員に増減がなかった。この卒業生はどのようにカウントされているのか。

(佐藤教職員課長)

三本木高校附属中学校については、併設型の中高一貫教育として平成19年4月に開校しているが、来年度初めてその卒業生が三本木高校へ進学することとなる。これに伴い、会議資料の注1に記載しているとおり三本木高校の募集人員には附属中学校から入学する生徒が含まれている。

三本木高校の募集人員は普通科240人となっているが、この中には附属中学校から進学する生徒が含まれており、附属中学校には現在3年生が80人いるが、三本木高等学校募集人員240人の中にこの約80人が含まれているので、高等学校の入試を経て入学する生徒は約160人となり、合わせて240人という記載をしている。

(鈴木委員長)

ほかに意見、質問はあるか。

なければ、議案第11号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第11号は原案どおり決定する。

(鈴木委員長)

議案以外で何か意見、質問はあるか。

新聞報道によると県内の国立大学の来年度の入試で、新型インフルエンザに感染した人たちのため、2次試験を受けられない場合について、追試験を行う方向で準備を進めているということであるが、12月上旬に行われる県立中学校の入試については、どのように考えているのか。

(田村教育長)

委員長の話のとおり新聞報道では追試験を行うということであり、入試の公平性をどう確保するのかなど様々な問題がある。また、罹患状況は日々変化するものであり、対応に大変苦慮している。

ただ、受験機会をどのように確保していくのかという問題もあるので、県立中学校の入試が12月5日、6日に実施されるが、新型インフルエンザへの対応については、受験機会の確保を図る観点から、現在、担当課に検討させている。

したがって、対応策については、近々報告できるものと考えている。

(鈴木委員長)

来年3月の県立高校の入試についてはどうか。

(田村教育長)

先ほど話した12月の5日、6日の三本木附属中学校の入試での対応状況を踏まえ、今後のインフルエンザの罹患状況等を見ながら、対応策を取りまとめるよう担当課に指示している。こちらは取りまとめ次第公表したいと考えている。